

公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、令和7年8月1日から同年12月1日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

令和7年8月1日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク長府中土居店
所在地 下関市長府中土居本町590

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社N T T 西日本アセット・プランニング	大阪市都島区東野田町四丁目15番82号	井上 登晃

3 変更に係る事項の概要

（1）大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

○変更前

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社N T T 西日本アセット・プランニング	大阪市都島区東野田町四丁目15番82号	盛山 弘一	

○変更後

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名	変更年月日・内容
株式会社N T T 西日本アセット・プランニング	大阪市都島区東野田町四丁目15番82号	井上 登晃	令和7年6月16日 代表者変更

4 届出年月日

令和7年7月17日